

児童扶養手当現況届 特別児童扶養手当所得状況届

もお忘れなく

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方（所得制限により支給停止の方も含まれます）は、児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届を各支所総合窓口課まで提出してください。この届は所得状況やお子さんの監護状況を確認するもので、提出が遅れたり、提出しなかったりすると8月分以降の手当の受給が遅れたり受けられなくなることがありますので、忘れずに提出してください。

受付期間

●児童扶養手当

8月1日(火)～8月31日(木)

●特別児童扶養手当

8月11日(金)～9月11日(月)

なお、右記に該当される方で現在、手当を受給されていない方はお問い合わせください。

対象及び手当額

●児童扶養手当

父がいないか、あるいは父が重度の障害の状態にある家庭などで、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育している方。ただし遺族年金等の公的年金を受給されている場合は対象にはなりません。なお、支給については所得制限があります。

手当月額：全部支給 **41,720円**
一部支給 **41,710円**
～9,850円

児童が2人の場合には、上記金額に5,000円の加算、3人目以降は児童1人につき3,000円の加算)

●特別児童扶養手当

身体または知的に中度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している方。なお、支給については所得制限があります。

手当月額：1級(重度) **50,750円**
2級(中度) **33,800円**

問い合わせ

児童福祉課児童福祉係
☎ 65-0705
FAX 63-4085

水口支所総合窓口課	☎62-4271	FAX63-4086
土山支所総合窓口課	☎66-1103	FAX66-2010
甲賀支所総合窓口課	☎88-4103	FAX88-3104
甲南支所総合窓口課	☎86-8011	FAX86-8029
信楽支所総合窓口課	☎82-8065	FAX82-0165

近年、地域特有の風土で育て上げられてきた歴史ある伝統野菜が注目を浴びています。「京野菜」がその代表ですが、甲賀市にも昔ながらの伝統を引き継ぎ、各家庭で栽培が続けられてきた野菜があり、以前紹介した「鮎河菜あいがな」の他にもいろいろなものがあります。今回は「杉谷なすび」を紹介します。「杉谷なすび」とは甲南町杉谷地域で、「江戸時代には各家庭で栽培されていた。」と言われるほど、古くから受け継がれてきたナスです。その特徴は、京の「賀茂ナス」に似た丸ナス系の大型品種で、大きいものでは、300g以上にもなります。従来、1株から3〜5個しかとれないと言われるほど、収量が少ない品種ですが、最近では、技術改良により収量が増加しています。大きくなっても、肉質が緻密で、しかも柔らかいため、田楽などに最適です。現在では、「杉谷なすび栽培部会」が設立され、5名の方が、消費者に本当のおいしさを伝えようと生産を手がけられ、さらに、安全・安心に向けて、県の「環境こだわり農産物」として減農薬、減化学肥料栽培にも取り組まれています。まだまだ量的には少ないですが、市場を通じて県内量販店や県内ホテル、料亭の他、地元直売所へ出荷されています。

問い合わせ 農業振興課
☎ 65-0712
FAX 63-4592

甲賀の特産品
杉谷なすび



伝統野菜として注目を浴びる杉谷なすび ▶